

兵庫県公報

平成24年 1月10日 火曜日 第 2352 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 地域森林計画の樹立及び一部変更（林務課）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	3
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	4
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	4
○ 落札者等の公示（県立工業技術センター）	4
企業庁公告	
○ 入札公告（猪名川広域水道事務所）	5
○ 同 上（北摂広域水道事務所）	8
○ 同 上（東播磨利水事務所）	11
○ 同 上（姫路利水事務所）	14
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	20
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	23

告 示

兵庫県告示第8号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年 1月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 加古川西土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	喜 多 貢	加古川市東神吉町神吉555番地の5
同	竹 本 徹 郎	同 市西神吉町大国376番地
同	岡 田 義太郎	同 市西神吉町西村223番地
同	藤 本 豊 作	同 市西神吉町中西79番地の4
同	大 谷 隆 久	同 市西神吉町宮前624番地
同	前 川 和 美	同 市西神吉町宮前971番地の1
同	水 埜 恵	同 市西神吉町鼎760番地
同	宗 左 長	同 市西神吉町鼎649番地の1
同	前 田 貞 利	同 市西神吉町鼎227番地
同	菅 原 利 郎	同 市西神吉町鼎367番地の2
監 事	神 吉 正 弘	同 市西神吉町宮前654番地
同	田 中 隆 雄	同 市西神吉町西村244番地

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
------	-----	-----

理 事	喜 多 貢	加古川市東神吉町神吉555番地の 5
同	永 井 奎 次	同 市西神吉町大国171番地
同	岡 田 義太郎	同 市西神吉町西村223番地
同	藤 本 豊 作	同 市西神吉町中西79番地の 4
同	前 川 和 美	同 市西神吉町宮前971番地の 1
同	藤 河 昌 信	同 市東神吉町宮前679番地
同	水 埜 恵	同 市西神吉町鼎760番地
同	富 木 馨	同 市西神吉町鼎129番地の 1
同	前 田 健 郎	同 市西神吉町鼎93番地の 2
同	菅 原 悦 夫	同 市西神吉町鼎295番地
監 事	田 中 眞 人	同 市西神吉町西村250番地
同	神 吉 正 弘	同 市西神吉町宮前654番地

2 今田町土地改良区

退任役員

役員の区分

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 本 光 彦	篠山市今田町黒石722番地
同	藤 本 利 一	同 市今田町本荘1099番地
同	森 田 雅 和	同 市今田町今田217番地
同	古家後 吉 明	同 市今田町市原230番地
同	前 中 勝	同 市今田町辰巳13番地 2
同	前 中 周	同 市今田町下小野原348番地 2
同	清 水 哲	同 市今田町上立杭428番地
同	新 谷 壽	同 市今田町釜屋465番地
監 事	神 山 利 一	同 市今田町本荘229番地
同	前 川 政 廣	同 市今田町休場331番地

就任役員

役員の区分

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 本 光 彦	篠山市今田町黒石722番地
同	福 西 保 昭	同 市今田町上小野原642番地
同	藤 本 利 一	同 市今田町本荘1099番地
同	藤 本 稔	同 市今田町休場 9 番地 2
同	構 井 正	同 市今田町木津159番地
同	小 澤 裕 也	同 市今田町佐曾良新田91番地 1
同	市 野 金 治	同 市今田町上立杭479番地
同	溝 端 敏 満	同 市今田町釜屋106番地 7
監 事	小 田 和 也	同 市今田町今田新田106番地 3
同	中 井 強	同 市今田町四斗谷503番地



兵庫県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により加古川地域森林計画を樹立し、並びに同条第4項の規定により揖保川地域森林計画及び円山川地域森林計画の一部を変更したので、次のとおり公表する。

なお、この計画の樹立及び一部変更は、平成24年4月1日からその効力を生ずるものとする。

平成24年1月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 樹立又は一部変更した地域森林計画及び公表場所

計画の名称及び計画期間	公表場所
	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 神戸県民局神戸農林水産振興事務所

加古川地域森林計画（樹立） 平成24年 4月 1日から平成34年 3月31日まで	阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所
揖保川地域森林計画（一部変更） 平成21年 4月 1日から平成31年 3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 中播磨県民局姫路農林水産振興事務所 西播磨県民局光都農林水産振興事務所
円山川地域森林計画（一部変更） 平成22年 4月 1日から平成32年 3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所

2 樹立及び一部変更年月日
平成23年12月28日



兵庫県告示第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 1月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市田路字橋ヶ谷288の1、288の2、289、289の1、290
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第11号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 1月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成23年 6月20日から同年12月10日まで
- 3 作業地域
西宮市甲風園1丁目



兵庫県告示第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成24年 1月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道
武庫川上流流域下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

神戸市北区道場町字コヤケ尾

3 都市計画の案の縦覧期間

平成24年 1月10日から同月24日まで

4 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、神戸市都市計画総局計画部計画課、西宮市都市局都市計画部都市計画グループ及び三田市都市整備部計画室都市計画課

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年 1月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加西市下宮木町字小西780番5、783番5、807番3、901番5、901番6
同 市鶴野町字東上沢2235番、2236番1、2236番2、2237番、2238番

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加西市中野町1665番地
株式会社コタニ 代表取締役 小 谷 正 博

(3) 許可年月日及び許可番号

平成23年12月 1日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－18号(23加西)

2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加西市北条町北条字笠屋町1173番の一部

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

三木市大塚一丁目 1 番26号
大昭建設株式会社 代表取締役 橋 田 典 道

(3) 許可年月日及び許可番号

平成23年12月 5日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－4－2号(23加西)



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年1月10日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北村新三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
ドラフトチャンバー 一式
- 2 契約に関する事務を担当する者の名称及び所在地
兵庫県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
- 3 落札者を決定した日
平成23年12月19日
- 4 落札者の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 落札金額
29,977,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成23年11月15日

企業庁公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年1月10日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 杉島満

- 1 調達内容
 - (1) 購入する物品等の名称及び数量
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所向陽台中継ポンプ場で使用する電気 予定使用電力量 2,426,000
キロワット時
 - (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
 - (3) 履行期間
平成24年4月1日(日)から平成26年3月31日(月)まで
 - (4) 履行場所
川西市向陽台3-6-213 向陽台中継ポンプ場
- 2 一般競争入札参加資格
本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
 - (3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日から開札日までの期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
 - (6) 「兵庫県電力調達に係る環境配慮方針(以下「方針」という。)」に基づき、環境に配慮した電力調達契

約を締結するため、方針第5条に基づく環境評価を行い、その評価合計が70点以上であり、かつ前年度において電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項に基づく勧告を受けていない電気事業者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成24年1月10日（火）から同年2月17日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所

〒666-0126 川西市多田院字巖険6-3
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所
電話（072）799-2071

4 入札説明書及び誓約書の交付

(1) 交付期間

平成24年1月10日（火）から同月24日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課 担当 西川
電話（078）341-7711 内線 5438

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成24年1月11日（水）から同月24日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札、開札の日時及び場所

日時 平成24年2月20日（月）午後3時から
場所 兵庫県庁西館5階 会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(2) 入札の方法

上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成24年2月17日（金）午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年2月16日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成24年1月24日（火）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年4月1日（日））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるときは、その者を落札者としていないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

- (9) 契約書の作成の要否
要

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) 問合せ先
上記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Mitsuru Sugishima, Director of Inagawa Waterworks Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature of the products to be purchased:
Electricity to be used in Inagawa Waterworks Office (Koyodai Pumping Plant)
- (3) Delivery period: From April 1, 2012 to March 31, 2014
- (4) Delivery place:
Inagawa Waterworks Office (Koyodai Pumping Plant)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 January 24, 2012
- (6) Deadline for tender:
15:00 February 20, 2012 by direct delivery,
17:00 February 17, 2012 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr.Nishikawa, Water Supply Division, Public Enterprises Management Bureau, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
Tel (078)341-7711 extension 5438



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 1月10日

契約担当者

兵庫県企業庁北摂広域水道事務所長 横 山 正 雄

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所神戸加圧ポンプ所で使用する電気 予定使用電力量 500,000キロワット時
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
平成24年 4月 1日 (日) から平成26年 3月31日 (月) まで
- (4) 履行場所
神戸加圧ポンプ所 三田市あかしあ台 2丁目 1ー3

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿

に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日から開札日までの期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- (6) 「兵庫県電力調達に係る環境配慮方針(以下「方針」という。)」に基づき、環境に配慮した電力調達契約を締結するため、方針第5条に基づく環境評価を行い、その評価合計が70点以上であり、かつ前年度において電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第8条第1項に基づく勧告を受けていない電気事業者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間
平成24年1月10日(火)から同年2月17日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 閲覧場所
〒669-1314 三田市西野上字上通り152番地
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所
電話(079)567-1663

4 入札説明書及び誓約書の交付

- (1) 交付期間
平成24年1月10日(火)から同月24日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課 担当 西川
電話(078)341-7711 内線 5438

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間
平成24年1月11日(水)から同月24日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 提出場所
上記4(2)に同じ。

6 入札手続等

- (1) 入札、開札の日時及び場所
日時 平成24年2月20日(月)午後3時30分から
場所 兵庫県庁西館5階 会議室(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)
- (2) 入札の方法
上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成24年2月17日(金)午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。
- (3) 入札保証金
契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年2月16日(木)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成24年1月24日（火）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年4月1日（日））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問合せ先

上記3(2)又は4(2)に同じ。



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年1月10日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 高本 修

1 調達内容

(1) 購入する物品等の名称及び数量

兵庫県企業庁東播磨利水事務所五百蔵加圧ポンプ所で使用する電気 予定使用電力量 1,542,000キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成24年4月1日（日）から平成26年3月31日（月）まで

(4) 履行場所

五百蔵加圧ポンプ所 神戸市西区神出町五百蔵

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。

(3) 一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出期限日から開札日までの期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172

号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- (6) 「兵庫県電力調達に係る環境配慮方針(以下「方針」という。)」に基づき、環境に配慮した電力調達契約を締結するため、方針第5条に基づく環境評価を行い、その評価合計が70点以上であり、かつ前年度において電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第8条第1項に基づく勧告を受けていない電気事業者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成24年1月10日(火)から同年2月17日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所

〒651-2313 神戸市西区神出町田井字長原3番1号

兵庫県企業庁東播磨利水事務所

電話(078)965-2050

4 入札説明書及び誓約書の交付

(1) 交付期間

平成24年1月10日(火)から同月24日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁水道課 担当 西川

電話(078)341-7711 内線 5438

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成24年1月11日(水)から同月24日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札、開札の日時及び場所

日時 平成24年2月20日(月)午後4時から

場所 兵庫県庁西館5階 会議室(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(2) 入札の方法

上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成24年2月17日(金)午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年2月16日(木)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県(企業庁)を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成24年1月24日（火）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年4月1日（日））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが

公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とし
ないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことによ
り落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関
係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否
要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直
ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問合せ先

上記3(2)又は4(2)に同じ。

~~~~~

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年1月10日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 久保哲也

## 1 調達内容

(1) 購入する物品等の名称及び数量

兵庫県企業庁姫路利水事務所船津浄水場で使用する電気 予定使用電力量 22,600,000キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成24年4月1日(日)から平成26年3月31日(月)まで

(4) 履行場所

船津浄水場 姫路市船津町字平田4552-1

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の  
一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿  
に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定され  
た者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による  
入札参加資格制限に該当しないこと。

(3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日から開札日までの期間において、県の  
指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172  
号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがな  
されていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得てい  
る者又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。

(6) 「兵庫県電力調達に係る環境配慮方針(以下「方針」という。)」に基づき、環境に配慮した電力調達契  
約を締結するため、方針第5条に基づく環境評価を行い、その評価合計が70点以上であり、かつ前年度に  
おいて電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第8条第1項  
に基づく勧告を受けていない電気事業者であること。

## 3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

## (1) 閲覧期間

平成24年1月10日（火）から同年2月17日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 閲覧場所

〒679-2101 姫路市船津町字平田 4552-1  
兵庫県企業庁姫路利水事務所  
電話（079）232-5661

## 4 入札説明書及び誓約書の交付

## (1) 交付期間

平成24年1月10日（火）から同月24日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁水道課 担当 西川  
電話（078）341-7711 内線 5438

## 5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

## (1) 提出期間

平成24年1月11日（水）から同月24日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

## 6 入札手続等

## (1) 入札、開札の日時及び場所

日時 平成24年2月20日（月）午後1時30分から  
場所 兵庫県庁西館5階 会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

## (2) 入札の方法

上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成24年2月17日（金）午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。

## (3) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年2月16日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

## (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

## (5) 入札者に求められる義務

- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成24年1月24日（火）午後5時までに提出すること。
- イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (6) 入札に関する条件

- ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年4月1日（日））までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (i) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

## (7) 無効とする入札

- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。
- ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

## (8) 落札者の決定方法

- ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。  
なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

## (9) 契約書の作成の要否

要



7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) 問合せ先  
上記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Tetsuya Kubo, Director of Himeji Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature of the products to be purchased:  
Electricity to be used in Himeji Water Utilization Office (Funatsu Water Purification Plant)
- (3) Delivery period: From April 1, 2012 to March 31, 2014
- (4) Delivery place:  
Himeji Water Utilization Office (Funatsu Water Purification Plant)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 January 24, 2012
- (6) Deadline for tender:  
13:30 February 20, 2012 by direct delivery,  
17:00 February 17, 2012 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Nishikawa, Water Supply Division, Public Enterprises Management Bureau, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
Tel (078)341-7711 extension 5438



**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年1月10日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 久保哲也

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量  
兵庫県企業庁姫路利水事務所別府加圧ポンプ所で使用する電気 予定使用電力量 1,324,000キロワット時
- (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間  
平成24年4月1日(日)から平成26年3月31日(月)まで
- (4) 履行場所  
別府加圧ポンプ所 加西市別府町字明神山

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による

入札参加資格制限に該当しないこと。

- (3) 一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出期限日から開札日までの期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- (6) 「兵庫県電力調達に係る環境配慮方針（以下「方針」という。）」に基づき、環境に配慮した電力調達契約を締結するため、方針第5条に基づく環境評価を行い、その評価合計が70点以上であり、かつ前年度において電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項に基づく勧告を受けていない電気事業者であること。

### 3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

#### (1) 閲覧期間

平成24年1月10日（火）から同年2月17日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### (2) 閲覧場所

〒679-2101 姫路市船津町字平田 4552-1  
兵庫県企業庁姫路利水事務所  
電話（079）232-5661

### 4 入札説明書及び誓約書の交付

#### (1) 交付期間

平成24年1月10日（火）から同月24日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁水道課 担当 西川  
電話（078）341-7711 内線 5438

### 5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

#### (1) 提出期間

平成24年1月11日（水）から同月24日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### (2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

### 6 入札手続等

#### (1) 入札、開札の日時及び場所

日時 平成24年2月20日（月）午後2時から  
場所 兵庫県庁西館5階 会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

#### (2) 入札の方法

上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成24年2月17日（金）午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。

#### (3) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年2月16日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算

した金額)の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県(企業庁)を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成24年1月24日(火)午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成24年4月1日(日))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

シ 落札金額が200万円(消費税込)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

## (8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

## (9) 契約書の作成の要否

要

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

## (3) 詳細は入札説明書による。

## (4) 問合せ先

上記3(2)又は4(2)に同じ。

~~~~~

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 1月10日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 久保哲也

1 調達内容

(1) 購入する物品等の名称及び数量

兵庫県企業庁姫路利水事務所揖保川第2ポンプ場で使用する電気 予定使用電力量 80,000キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成24年4月1日（日）から平成26年3月31日（月）まで

(4) 履行場所

揖保川第2ポンプ場 姫路市余部区上余部北口199—3

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。

(3) 一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出期限日から開札日までの期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。

- (6) 「兵庫県電力調達に係る環境配慮方針（以下「方針」という。）」に基づき、環境に配慮した電力調達契約を締結するため、方針第5条に基づく環境評価を行い、その評価合計が70点以上であり、かつ前年度において電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項に基づく勧告を受けていない電気事業者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間
平成24年1月10日（火）から同年2月17日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 閲覧場所
〒679-2101 姫路市船津町字平田 4552-1
兵庫県企業庁姫路利水事務所
電話（079）232-5661
- 4 入札説明書及び誓約書の交付
- (1) 交付期間
平成24年1月10日（火）から同月24日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課 担当 西川
電話（078）341-7711 内線 5438
- 5 入札参加の手続
この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (1) 提出期間
平成24年1月11日（水）から同月24日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出場所
上記4(2)に同じ。
- 6 入札手続等
- (1) 入札、開札の日時及び場所
日時 平成24年2月20日（月）午後2時30分から
場所 兵庫県庁西館5階 会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
- (2) 入札の方法
上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成24年2月17日（金）午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。
- (3) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年2月16日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。
ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。
入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。
イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。
- (4) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

- ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。
- イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。
- (5) 入札者に求められる義務
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成24年1月24日（火）午後5時までに提出すること。
- イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (6) 入札に関する条件
- ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年4月1日（日））までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (i) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
- (7) 無効とする入札
- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。
- ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- (8) 落札者の決定方法
- ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としていないことがある。
- イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

- (9) 契約書の作成の要否
要

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) 問合せ先
上記3(2)又は4(2)に同じ。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定し、及び指定した施設を取り消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年1月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

表南あわじ市の項中

「

南あわじ市	南あわじ市松帆活性化センター	南あわじ市松帆高屋100—1
	南あわじ市湊活性化センター	南あわじ市湊545
	南あわじ市丸山漁業活性化センター	南あわじ市阿那賀1447
	南あわじ市西淡社会教育センター	南あわじ市松帆古津路970—1
	南あわじ市賀集スポーツセンター体育館	南あわじ市賀集995
	南あわじ市阿万スポーツセンター体育館	南あわじ市阿万塩屋町757—9
	南あわじ市灘開発総合センター	南あわじ市灘土生1—1
	南あわじ市沼島総合センター	南あわじ市沼島2368—2
	南あわじ市農村環境改善センター	南あわじ市北阿万筒井1228—7

」

を

「

南あわじ市	南あわじ市丸山漁業活性化センター	南あわじ市阿那賀1447
	南あわじ市西淡社会教育センター	南あわじ市松帆古津路970—1
	南あわじ市賀集スポーツセンター体育館	南あわじ市賀集995
	南あわじ市阿万スポーツセンター体育館	南あわじ市阿万塩屋町757—9

」

に改め、

「

	サンライズ淡路	南あわじ市広田広田1466
--	---------	---------------

」

を
「

サンライズ淡路	南あわじ市広田広田1466
南あわじ市老人憩の家ふくら荘	南あわじ市福良乙758
南あわじ市ふるさと活性化センター	南あわじ市福良甲1528—4

」

に改める。